

○産業廃棄物収集運搬業

1. 事業の全体計画

廃棄物収集運搬の受付後、運搬可能かを判断し、処理可能な処分場へ運搬する。

2. 収集運搬する産業廃棄物の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場 の名称及び所在 地	積替え又は保管を行う場合 には積替え又は保管場所の 所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	燃え殻	0.1 t/月	固形	JR等	ニセコ運輸有限会社 倶知安町字峠下123番1	協業組合公清企業 札幌市東区中沼
2	汚泥	1 t/月	泥状	建設業・土木業 建築物解体等		ニセコ運輸有限会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
3	廃油	0.1 t/月	液状	建設業・土木業 建築物解体等		野村興産株式会社 イトムカ鉱業所 北見市留辺蘂町富士見217-1
4	廃酸 廃アルカリ	0.1 t/月	液状	建設業・土木業 建築物解体等	ニセコ運輸有限会社 倶知安町字峠下89	野村興産株式会社 イトムカ鉱業所 北見市留辺蘂町富士見217-1
5	廃プラスチック類	1 t/月	固形	建設業・土木業 建築物解体等		ニセコ運輸有限会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
6	紙くず	1 t/月	固形	建設業・土木業 建築物解体等		ニセコ運輸有限会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
7	木くず	1 t/月	固形	建設業・土木業 建築物解体等		ニセコ運輸有限会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
8	繊維くず	1 t/月	固形	建設業・土木業 建築物解体等		ニセコ運輸有限会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
9	動植物性残渣	0.1 t/月	固形	食料品製造業等		ニセコ運輸有限会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
10	動物性固形不要物	0.1 t/月	固形	家畜業等		ニセコ運輸有限会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
11	ゴムくず	1 t/月	固形	建設業・土木業 建築物解体等		ニセコ運輸有限会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
12	金属くず	1 t/月	固形	建設業・土木業 建築物解体等		ニセコ運輸有限会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
13	ガラスくず、コンクリー トくず及び陶磁器くず	1 t/月	固形	建設業・土木業 建築物解体等		ニセコ運輸有限会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
14	鉱さい	1 t/月	固形	建設業・土木業 建築物解体等		野村興産株式会社 イトムカ鉱業所 北見市留辺蘂町富士見217-1
15	がれき類	10 t/月	固形	建設業・土木業 建築物解体等		ニセコ運輸有限会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
16	動物のふん尿	0.1 t/月	固形 液状	家畜業等		ニセコ運輸有限会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
17	動物の死体	0.1 t/月	固形	家畜業等		ニセコ運輸有限会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
18	ばいじん	0.1 t/月	固形	建設業・土木業 建築物解体等		野村興産株式会社 イトムカ鉱業所 北見市留辺蘂町富士見217-1
19	産業廃棄物を処分するた めに処理したもの	0.1 t/月	固形	産業廃棄物処理 業等		野村興産株式会社 イトムカ鉱業所 北見市留辺蘂町富士見217-1

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧					
	車両の名称	車両番号	形状	最大積載量 (kg)	備考
1	別紙参照				
事務所の所在地		北海道虻田郡倶知安町字峠下			
駐車場の所在地		北海道虻田郡倶知安町字峠下127-3			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
ネット、シート	飛散防止の為、廃棄物を覆う				
コンテナ	汚泥等の運搬	15m ³			
ドラム缶、ペール缶	液状物等の運搬	2000、180			
フレコン	固形物等の運搬	1m ³			
ポリタンク	液状物等の運搬	200			
(3) 積替え又は保管施設の概要					
選別後、種類に応じてカゴ、ドラム缶、袋等に入れ倉庫内に保管する。					

4. 収集運搬業務の具体的な計画

運搬業務は、月曜日から土曜日の8：00～17：00までとし、昼休みは12：00～13：00までとする。

廃棄物の運搬計画

廃棄物の種類	運搬車両	備考
燃え殻	ダンプ、キャブオーバ、専用車等	フレコン等を使用
汚泥	清掃車、キャブオーバ、専用車等	フレコン、コンテナ等を使用
廃油、廃酸 廃アルカリ	キャブオーバ等	ドラム缶、ポリタンク等を使用
廃プラスチック類	ダンプ、キャブオーバ、専用車等	飛散防止にネット等を使用
紙くず	ダンプ、キャブオーバ、専用車等	飛散防止にネット等を使用
木くず	ダンプ、キャブオーバ、専用車等	飛散防止にネット等を使用
繊維くず	ダンプ、キャブオーバ、専用車等	飛散防止にネット等を使用
動植物性残渣	ダンプ、キャブオーバ、専用車等	フレコン、コンテナ等を使用
動物性固形不要物	ダンプ、キャブオーバ、専用車等	フレコン等を使用
ゴムくず	ダンプ、キャブオーバ、専用車等	飛散防止にネット等を使用
金属くず	ダンプ、キャブオーバ、専用車等	飛散防止にネット等を使用
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ダンプ、キャブオーバ、専用車等	飛散防止にネット等を使用
鋳さい	ダンプ、キャブオーバ、専用車等	フレコン等を使用
がれき類	ダンプ、キャブオーバ、専用車等	飛散防止にネット等を使用
動物のふん尿	キャブオーバ、専用車等	フレコン、コンテナ等を使用
動物の死体	ダンプ、キャブオーバ、専用車等	フレコン等を使用
ばいじん	ダンプ、キャブオーバ、専用車等	フレコン等を使用
産業廃棄物を処分するために処理したもの	ダンプ、キャブオーバ、専用車等	フレコン等を使用

廃棄物を運ぶ際は飛散防止のため、ネット等を使用する。また、悪臭のある物についてはシート等で覆うか密封出来る容器（ドラム缶、ペール缶、ポリタンク等）に入れて運搬する。

石綿含有産業廃棄物を運搬する場合は、袋等に梱包してある事を確認の上、他の廃棄物と混ざらないように仕切等を用いて運搬する。

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる具体的な措置

飛散防止のため、ネット等を使用する。また、悪臭のある物についてはシート等で覆うか密封出来る容器に入れて運搬する。

泥状、液状の物はコンテナ、ドラム缶、ペール缶、ポリタンク等の容器に入れて運搬する。

石綿含有廃棄物はシート・フレコン等で梱包して、積込み・運搬・荷降ろし時に破断等に注意して作業を行う。また、他の廃棄物を混合しないように運搬する。

(2) 積み替え又は保管施設において講ずる措置

種類別に選別し、飛散しない様にカゴ、ドラム缶、袋等に入れて保管する。

○特別管理産業廃棄物収集運搬業

1. 事業の全体計画

建築物の解体等に伴う廃石綿等、廃油、汚泥の収集運搬を行うものとする。

廃石綿等(飛散性アスベスト等)は耐水性のある袋に二重に梱包されたもの(解体時排出基準)を収集運搬し、廃石綿等の処理の可能な管理型最終処分場に搬入し埋立安定化処理するものとする。収集運搬する廃石綿等の梱包物は、梱包が破損しない様に慎重に積み込み、荷台をビニールシート等で覆い飛散防止につとめる。他の廃棄物とは混載しない。

廃油は性状に対応した蓋の付いた耐腐食性の保存容器にいれたものを収集運搬し、積替え保管施設に一時保管をし、処分が可能な廃棄物処理場に運搬する。収集運搬する廃油は、流出しないように慎重に積み込み、荷台をビニールシート等で覆い飛散防止と火災防止の為に直射日光を避けて車両には消火器を設置する。他の廃棄物とは混載しない。

汚泥は性状に対応した保存容器にいれたものを収集運搬し、汚泥の処理が可能な管理型最終処分場に搬入し埋立処分をするものとする。収集運搬する汚泥は、流出しないように慎重に積み込み、荷台をビニールシート等で覆い飛散防止をする。揮発性有機化合物を含む汚泥については密閉出来る保存容器にいれ運搬する。他の廃棄物とは混載しない。

2. 収集運搬する特別管理産業廃棄物の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行 う場合には積替え又 は保管場所の所在地	予定運搬先の名称及び 所在地(処分場の名称及 び所在地)
1	廃石綿等	1	耐水性の 二重梱包	建設業・土木業 建築物解体等		ニセコ運輸有限会社 虻田郡倶知安町字峠下89
2	廃油	1	蓋付き 保存容器	建設業・土木業 建築物解体等	虻田郡倶知安町 字峠下89	協業組合公清企業 札幌市中央区北1条東15丁目
3	汚泥	1	保存容器	建設業・土木業 建築物解体等		野村興産株式会社 北見市留辺蘂町富士見217番地1

3. 運搬施設の概要

(1)運搬車両一覧

	車両の名称	車両番号	形状	最大積載量 (kg)	備考
1	別紙参照				
2					
事務所の所在地		虻田郡倶知安町字峠下			
駐車場の所在地		虻田郡倶知安町字峠下			

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用途	容量	備考
ネット、シート	飛散防止の為、廃棄物を覆う		
コンテナ	汚泥等の運搬	15m ³	
ドラム缶、ペール缶	液状物等の運搬	200ℓ、18ℓ	
フレコン	固形物等の運搬	1m ³	
ポリタンク	液状物等の運搬	20ℓ	

(3) 積替え又は保管施設の概要

倉庫構造、屋根、外壁、内壁、床 外壁：鉄筋コンクリート

4. 収集運搬業務の具体的な計画

車両毎の用途は別記様式 12-2(1)の通り

業務時間 8：00～17：00

休業日 日曜日

5. 環境保全措置の概要

(1)運搬に際し講ずる具体的な措置

廃棄物の性状に対応した保存容器を用いて、荷台をビニールシートやゴムシート等で覆い飛散防止をする。

具体的な措置は別記様式12-2 (1) の通り

(2)積み替え又は保管施設において講ずる措置

各種性状にあった保存容器に受入を行い、コンクリート構造の倉庫に保管を行い飛散防止、流出防止、地下浸透防止、悪臭発散防止をする。消火器を設置し、換気扇の設置をする。

○産業廃棄物処分業

1. 事業の全体計画

廃棄物を確認し受入した後、処理を行いリサイクル出来る物はリサイクル、出来ない物は安定型及び管理型処分場に埋立処理を行う。

2. 処分する産業廃棄物の種類及び処分量等

	産業廃棄物の種類	処分量 (t/月又は m ³ /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	処分方法	予定処分先の名称及び所 在地処分場の名称及び所
1	汚泥	1t/月	泥状	建設業・土木業 建築物解体等	埋立、堆肥化、 天日乾燥、改質	ニセコ運輸有限会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
2	廃プラスチック類	1t/月	固形	建設業・土木業 建築物解体等	埋立、選別、破碎、 圧縮・梱包、溶融、 RPF、選別・切断	ニセコ運輸有限会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
3	紙くず	1t/月	固形	建設業・土木業 建築物解体等	埋立、選別、破碎、 RDF、堆肥化、圧 縮・梱包、RPF	ニセコ運輸有限会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
4	木くず	1t/月	固形	建設業・土木業 建築物解体等	埋立、選別、破碎、 RDF、堆肥化、RPF	ニセコ運輸有限会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
5	繊維くず	1t/月	固形	建設業・土木業 建築物解体等	埋立、選別、破碎、 RDF、堆肥化、圧 縮・梱包、RPF	ニセコ運輸有限会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
6	動植物性残さ	0.1t/月	固形	食料品製造業等	埋立、堆肥化	ニセコ運輸有限会社 琴平リサイクルセンター 倶知安町字琴平416
7	ゴムくず	1t/月	固形	建設業・土木業 建築物解体等	埋立、選別、RPF、 破碎	ニセコ運輸有限会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
8	金属くず	1t/月	固形	建設業・土木業 建築物解体等	埋立、選別、破碎、 圧縮・梱包、圧縮、 選別・切断	ニセコ運輸有限会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
9	ガラスくず、コンクリート	1t/月	固形	建設業・土木業 建築物解体等	埋立、選別、再生骨材 、破碎	ニセコ運輸有限会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
10	がれき類	10t/月	固形	建設業・土木業 建築物解体等	埋立、選別、再生骨材	ニセコ運輸有限会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
11	動物のふん尿	0.1t/月	液状	家畜業等	埋立、堆肥化	ニセコ運輸有限会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
12	動物の死体	0.1t/月	固形	家畜業等	埋立	ニセコ運輸有限会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
13	廃油	0.1t/月	液状	建設業・土木業 建築物解体等	油水分離	ニセコ運輸有限会社 峠下リサイクルセンター 倶知安町字峠下89
14	廃酸	1t/月	液状	食料品製造業等	堆肥化	ニセコ運輸有限会社 琴平リサイクルセンター 倶知安町字琴平417
15	廃アルカリ	1t/月	液状	食料品製造業等	堆肥化	ニセコ運輸有限会社 琴平リサイクルセンター 倶知安町字琴平417

3. 処分業務の具体的な計画

処理施設は、月曜日から土曜日の8：00～17：00までとし、昼休みは12：00～13：00までとする。

受入はトラックスケールにて計量後、保管施設に堆積する。

処理後、リサイクルが可能な物は全てリサイクルを行う。リサイクルが出来ない物があった場合は安定型又は管理型最終処分場にて埋立処理を行う。

4. 環境保全措置の概要

(1)中間処理施設において講ずる措置

怪我防止の為、作業時は手袋、ヘルメット等の保護具を使用する。

飛散防止の為、ネットを使用する。

悪臭防止の為、シート等で覆う。

(2)保管施設において講ずる措置

建屋内に保管場所を明記し、保管をする。

(3)最終処分場において講ずる措置

埋め立てた廃棄物の飛散、及び悪臭に十分注意する。

○特別管理産業廃棄物処分業

1. 事業の全体計画

建築物の解体等に伴う廃石綿等の最終処分（埋立）を行うものとする。

廃石綿等（飛散性アスベスト等）は耐水性のある袋に二重に梱包されたもの（解体時排出基準）とする。また、特に有害性の高い角閃石系の廃石綿については、固形化したものを耐水性のある袋に梱包されたものを受け入れる。

埋立作業に当たっては、一定の場所において廃石綿等が分散しないように行う。

2. 処理する特別管理産業廃棄物の種類及び処分量

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	処分量 (t/月又は m ³ /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	処分方法	予定処分先の名称及び所 在地（処分場の名称及び 所在地）
1	廃石綿等	1 t/月	耐水性の 梱包物	建設業・土木業 建築物解体等	埋立安定化処 理	ニセコ運輸有限会社 峠下リサイクルセンター 虻田郡倶知安町字峠下

3. 処分業務の具体的な計画

・受入方法

廃石綿等は耐水性のある袋に二重に梱包されている物を受け入れる。(解体業者の排出基準:解体後アスベスト専用の耐水性のあるポリ袋等に入れ二重に梱包する)

方が一袋などに損傷があるなど梱包不十分なもの又は、梱包されていないものは受け入れない。

・取扱いについて

ビニール袋に梱包されているため、傷つけないように慎重に扱う。

方が一傷等が発生した場合は直ちに、飛散しないように再度梱包する。

・埋立作業

受入後、直ちに埋立作業にかかる。一定の場所において分散しないように行う。処分場内での埋立場所、埋立深度及び埋立量を記録し保管する。即日覆土する。

・埋立終了後

覆土終了直後は、その上に重機などの走行を控える。

4. 環境保全措置の概要

(1)最終処分場において講ずる措置

埋立作業に当たっては、一定の場所において廃石綿等が分散しないように行う。

覆土終了直後は、その上に重機等の走行を控える。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏名 ニセコ運輸有限会社
代表取締役 古谷 和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ

許可の年月日 平成24年3月28日
許可の有効年月日 平成29年3月26日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動植物性残さ、動物性固形不要物、ゴムくず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、金属くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鋳さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの。積替保管あり。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

施設の種類 保管場所1
設置場所 虻田郡倶知安町字峠下123番1
面積 14.56㎡
種類
・燃え殻。
保管上限 14.56m³

施設の種類 保管場所2
設置場所 虻田郡倶知安町字峠下89番地
面積 0.28㎡
種類
・廃酸。
保管上限 2000

施設の種類 保管場所3
設置場所 虻田郡倶知安町字峠下89番地
面積 0.28㎡
種類
・廃アルカリ。
保管上限 2000

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 9 年 3 月 27 日許可の更新

平成 11 年 6 月 9 日変更許可 (紙くず, 繊維くずの追加。積替保管の追加。)

(平成 13 年 1 月 26 日新規許可【小樽市】)

平成 14 年 3 月 27 日許可の更新

平成 14 年 10 月 30 日変更許可 (動植物性残さ, 動物のふん尿の追加。)

平成 16 年 11 月 30 日変更許可 (廃油, 廃酸, 廃アルカリの追加。)

平成 18 年 4 月 1 日小樽市より移管

平成 19 年 4 月 17 日許可の更新

平成 20 年 8 月 7 日変更許可 (動物の死体の追加。)

平成 21 年 10 月 29 日変更許可 (鉍さい, 動物系固形不要物, 産業廃棄物を処分するために
処理したものの追加)

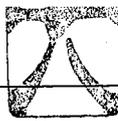
平成 24 年 3 月 28 日許可の更新

5. 積替え許可の有無

有・無

6. 規則第 9 条の 2 第 5 項の規定による許可証の提出の有無

有・無



許可番号第00140039647号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 虻田郡倶知安町字峠下

氏 名 ニセコ運輸有限会社
代表取締役 古谷 和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する

北海道知事 高橋はるみ



許可の年月日 平成26年3月14日

許可の有効年月日 平成29年3月26日

1. 事業の範囲

埋立（汚泥（含水率85パーセント以下のものに限る。）、**廃プラスチック類**（石綿含有産業廃棄物を含む。）、**紙くず**（石綿含有産業廃棄物を含む。）、**木くず**（石綿含有産業廃棄物を含む。）、**繊維くず**（石綿含有産業廃棄物を含む。）、**動植物性残さ**、**ゴムくず**（石綿含有産業廃棄物を含む。）、**金属くず**（石綿含有産業廃棄物を含む。）、**ガラスくず**、**コンクリートくず**及び**陶磁器くず**（石綿含有産業廃棄物を含む。）、**がれき類**（石綿含有産業廃棄物を含む。）、**動物のふん尿**、**動物の死体**）、
 再生骨材の製造（**破碎**（**ガラスくず**、**コンクリートくず**及び**陶磁器くず**、**がれき類**））、
 RDFの製造（**破碎・圧縮・成型**（**紙くず**、**木くず**、**繊維くず**））、
 たい肥化（**汚泥**、**廃酸**、**廃アルカリ**、**紙くず**、**木くず**、**繊維くず**、**動植物性残さ**、**動物のふん尿**）、
 プラスチック製品の原料の製造（**破碎・溶融**（**廃プラスチック類**））、**溶融**（**廃プラスチック類**））、
 金属製品の原料の製造（**選別・圧縮**（**金属くず**））、
 RPFの製造（**脱水・破碎・圧縮・成型**（**廃プラスチック類**、**紙くず**、**木くず**、**繊維くず**、**ゴムくず**））、
 改質（**汚泥**（**無機汚泥**に限る。））、
破碎（**廃プラスチック類**、**紙くず**、**木くず**、**繊維くず**、**金属くず**、**ガラスくず**、**コンクリートくず**及び**陶磁器くず**）、
選別（**廃プラスチック類**、**紙くず**、**木くず**、**繊維くず**、**ゴムくず**、**金属くず**、**ガラスくず**、**コンクリートくず**及び**陶磁器くず**、**がれき類**）、
圧縮・梱包（**廃プラスチック類**、**紙くず**、**繊維くず**、**金属くず**）、
油水分離（**廃油**）、
天日乾燥（**汚泥**）、
切断・選別（**廃プラスチック類**、**金属くず**）。以下余白。



2. 事業の用に供するすべての施設

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・施設の種類 木くずの浮遊選別施設 設置場所 虻田郡倶知安町字峠下89番地 設置年月日 平成4年3月27日 処理能力 100.8t/日(8時間) 12.6t/時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の選別施設 設置場所 虻田郡倶知安町字峠下89番地 設置年月日 平成24年2月28日 処理能力 160m³/日(8時間) 20m³/時間 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・施設の種類 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれきの破碎施設 設置場所 虻田郡倶知安町字峠下89番地 設置年月日 平成8年5月9日 処理能力 648t/日(8時間) 81t/時間 許可年月日 平成24年1月13日 許可番号 後環生第871-5号 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くずの破碎施設 設置場所 虻田郡倶知安町字峠下89番地 設置年月日 平成24年3月1日 処理能力 6.4t/日(8時間) 0.8t/時間 許可年月日 平成24年1月13日 許可番号 後環生第871-3号 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・施設の種類 安定型最終処分場 設置場所 虻田郡倶知安町字峠下89番地 設置年月日 平成9年12月18日 処理能力 14,842平方メートル、144,502立方メートル 許可年月日 平成16年7月13日 許可番号 後環生第1282号 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の選別施設 設置場所 虻田郡倶知安町字琴平446番1 設置年月日 平成24年6月18日 処理能力 104m³/日(8時間) 13m³/時間 |



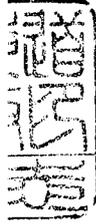
- ・施設の種類 木くず、紙くず、繊維くずの圧縮・成型（固形化）施設
 設置場所 虻田郡倶知安町字琴平417番1
 設置年月日 平成10年8月28日
 処理能力 3.2t/日（8時間） 0.4t/時間
- ・施設の種類 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の破碎施設
 設置場所 虻田郡倶知安町字峠下89番地
 設置年月日 平成14年7月4日
 処理能力 240t/日（8時間） 30t/時間
 許可年月日 平成14年7月3日
 許可番号 後環生第139-3号
- ・施設の種類 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の破碎施設
 設置場所 虻田郡倶知安町字峠下89番地
 設置年月日 平成14年7月4日
 処理能力 800t/日（8時間） 100t/時間
 許可年月日 平成24年1月13日
 許可番号 後環生第871-4号
- ・施設の種類 紙くず、木くず、繊維くずの破碎施設
 設置場所 虻田郡倶知安町字峠下89番地
 設置年月日 平成14年7月4日
 処理能力 160t/日（8時間） 20t/時間
 許可年月日 平成14年7月3日
 許可番号 後環生第139-6号
- ・施設の種類 紙くず、木くず、繊維くずの破碎施設
 設置場所 虻田郡倶知安町字琴平446番1
 虻田郡倶知安町字峠下89番地
 設置年月日 平成14年7月4日
 処理能力 400t/日（8時間） 50t/時間
 許可年月日 平成14年7月3日
 許可番号 後環生第415-1号
- ・施設の種類 汚泥、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物のふん尿のたい肥化施設
 設置場所 虻田郡倶知安町字琴平417番1
 設置年月日 平成14年7月19日
 処理能力 4.35m³/日（24時間） 0.181m³/時間
- ・施設の種類 廃プラスチック類、紙くずの圧縮・梱包施設
 設置場所 虻田郡倶知安町字琴平415番2、417番1
 設置年月日 平成15年5月16日
 処理能力 12.64t/日（8時間） 1.58t/時間
- ・施設の種類 廃プラスチック類の熔融施設
 設置場所 虻田郡倶知安町字琴平416番2
 設置年月日 平成15年5月16日
 処理能力 0.8t/日（8時間） 0.1t/時間
- ・施設の種類 金属くずの圧縮施設
 設置場所 虻田郡倶知安町字琴平416番2
 設置年月日 平成15年7月5日
 処理能力 2.4t/日（8時間） 0.3t/時間
- ・施設の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくずの選別施設
 設置場所 虻田郡倶知安町字峠下86番地、89番地
 設置年月日 平成15年7月14日
 処理能力 908.32t/日（8時間） 113.54t/時間
- ・施設の種類 汚泥、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、動物のふん尿の高速たい肥化施設
 設置場所 虻田郡倶知安町字琴平415番2
 設置年月日 平成15年7月28日
 処理能力 5t/日（24時間） 0.208t/時間

- 施設の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくずの破碎及び圧縮・成型施設
 設置場所 虻田郡倶知安町字琴平417番1
 設置年月日 平成24年11月12日
 処理能力 14.8t/日（8時間） 1.85t/時間
 許可年月日 平成24年4月24日
 許可番号 後環生第299号
- ・施設の種類 廃プラスチック類の破碎熔融施設
 設置場所 虻田郡倶知安町字峠下89番地
 設置年月日 平成26年3月4日
 処理能力 0.4t/日（8時間） 0.05t/時間
- ・施設の種類 保管場所1
 設置場所 虻田郡倶知安町字峠下89番地
 面積 842m²
 種類
 ・木くず。
 保管上限 1,587.16m³
 高さ 3.5m
- ・施設の種類 保管場所2
 設置場所 虻田郡倶知安町字峠下89番地
 面積 1,593.3m²
 種類
 ・がれき類。
 保管上限 3,443.38m³
 高さ 3.5m
- ・施設の種類 保管場所3
 設置場所 虻田郡倶知安町字峠下89番地
 面積 101.27m²
 種類
 ・がれき類。
 保管上限 74.52m³
 高さ 1.5m
- ・施設の種類 保管場所4
 設置場所 虻田郡倶知安町字琴平446番1
 面積 1,200m²
 種類
 ・木くず。
 保管上限 3,375m³
 高さ 7.5m
- ・施設の種類 保管場所5
 設置場所 虻田郡倶知安町字峠下89番地
 面積 187.5m²
 種類
 ・紙くず。
 保管上限 350m³
 高さ 3.5m
- ・施設の種類 保管場所6
 設置場所 虻田郡倶知安町字琴平416番2、416番3
 面積 40.8m²
 種類
 ・廃プラスチック類。
 保管上限 49.16m³
- ・施設の種類 保管場所7
 設置場所 虻田郡倶知安町字琴平416番2、416番3
 面積 40.8m²
 種類
 ・紙くず。
 保管上限 49.16m³
- ・施設の種類 保管場所8
 設置場所 虻田郡倶知安町字琴平416番2、416番3
 面積 3.562m²
 種類
 ・金属くず。
 保管上限 4.03m³
 高さ 1.42m



- 施設の種類 安定型最終処分場、管理型最終処分場
 設置場所 虻田郡倶知安町字峠下86番地
 設置年月日 平成15年10月30日
 処理能力 20,280平方メートル、144,000立方メートル
 許可年月日 平成14年8月6日
 許可番号 後環生第945号
- 施設の種類 廃プラスチック類、紙くずの破碎施設
 設置場所 虻田郡倶知安町字琴平415番2、417番1、420番4
 設置年月日 平成16年12月3日
 処理能力 10.88t/日(8時間) 1.36t/時間
 許可年月日 平成23年12月27日
 許可番号 後環生第871-2号
- 施設の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、
 繊維くず、ゴムくずの破碎施設
 設置場所 虻田郡倶知安町字峠下89番地
 設置年月日 平成17年1月14日
 処理能力 (廃プラスチック類) 280t/日(8時間) 35t/時間
 (木くず) 480t/日(8時間) 60t/時間
 許可年月日 平成24年1月13日
 許可番号 後環生第871-6号
- 施設の種類 汚泥の天日乾燥施設
 設置場所 虻田郡倶知安町字琴平417番1、418番
 設置年月日 平成17年1月27日
 処理能力 62.80m³/日(24時間) 2.62m³/時間
- 施設の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず
 の圧縮・成型施設
 設置場所 虻田郡倶知安町字琴平420番4
 設置年月日 平成17年3月1日
 処理能力 4.3t/日(8時間) 0.54t/時間
- 施設の種類 廃プラスチック類、紙くず、繊維く
 ずの圧縮・梱包施設
 設置場所 虻田郡倶知安町字峠下86番地、89番地
 設置年月日 平成17年5月30日
 処理能力 66.08t/日(8時間) 8.26t/時間
- 施設の種類 汚泥、廃酸、廃アルカリ、紙くず、
 木くず、繊維くず、動植物性残さ、
 動物のふん尿のたい肥化施設
 設置場所 虻田郡倶知安町字琴平417番1、418番
 設置年月日 平成18年3月20日
 処理能力 0.544m³/日(24時間) 0.0227m³/時間
- 施設の種類 廃プラスチック類の破碎施設
 設置場所 虻田郡倶知安町字琴平415番2
 設置年月日 平成18年10月16日
 処理能力 1.76t/日(8時間) 0.22t/時間
- 施設の種類 汚泥の改質処理施設
 設置場所 虻田郡倶知安町字琴平417番1、418番
 設置年月日 平成19年12月1日
 処理能力 888m³/日(8時間) 111m³/時間
- 施設の種類 金属くず、ガラスくず、コンクリート
 くず及び陶磁器くず(廃蛍光管)の
 破碎施設
 設置場所 虻田郡倶知安町字峠下89番地
 設置年月日 平成20年7月10日
 処理能力 6t/日(8時間) 0.75t/時間
- 施設の種類 廃油の油水分離施設
 設置場所 虻田郡倶知安町字琴平417番地1
 設置年月日 平成20年10月22日
 処理能力 9m³/日(8時間) 1.1m³/時間
- 施設の種類 廃油の油水分離施設
 設置場所 虻田郡倶知安町字峠下89番地
 設置年月日 平成22年6月7日
 処理能力 0.304m³/日(8時間) 0.038m³/時間

- 施設の種類 保管場所9
 設置場所 虻田郡倶知安町字峠下89番地
 面積 4.5m²
 種類 金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶
 磁器くず(廃蛍光管)。
 保管上限 2.48m³
- 施設の種類 保管場所10
 設置場所 虻田郡倶知安町字琴平417番1
 面積 19m²
 種類 廃油。
 保管上限 26m³
 高さ 1.5m
- 施設の種類 保管場所11
 設置場所 虻田郡倶知安町字峠下89番地
 面積 800m²
 種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維く
 ず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリ
 ートくず及び陶磁器くず、がれき類の混合物。
 保管上限 1,558.67m³
 高さ 3.5m
- 施設の種類 保管場所12
 設置場所 虻田郡倶知安町字峠下89番地
 面積 1,202m²
 種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維く
 ず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリ
 ートくず及び陶磁器くず、がれき類の混合物。
 保管上限 2,680.74m³
 高さ 3.5m
- 施設の種類 保管場所13
 設置場所 虻田郡倶知安町字峠下89番地
 面積 400m²
 種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維く
 ず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリ
 ートくず及び陶磁器くず、がれき類の混合物。
 保管上限 648.67m³
 高さ 3.5m
- 施設の種類 保管場所14
 設置場所 虻田郡倶知安町字峠下89番地
 面積 280m²
 種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維く
 ず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリ
 ートくず及び陶磁器くず、がれき類の混合物。
 保管上限 375.67m³
 高さ 3.5m
- 施設の種類 保管場所15
 設置場所 虻田郡倶知安町字峠下89番地
 面積 15m²
 種類 廃プラスチック類、金属くず。
 保管上限 14.25m³
- 施設の種類 保管場所16
 設置場所 虻田郡倶知安町字峠下89番地
 面積 372m²
 種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維く
 ず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリ
 ートくず及び陶磁器くずの混合物。
 保管上限 463.3m³
 高さ 2.5m





- ・施設の種類 汚泥、廃酸、廃アルカリ、木くず、動植物性残さのたい肥化施設
設置場所 虻田郡倶知安町字琴平417番1
設置年月日 平成22年6月10日
処理能力 11m³/日(24時間) 0.458m³/時間
- ・施設の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の選別施設
設置場所 虻田郡倶知安町字峠下89番地
設置年月日 平成23年6月13日
処理能力 880m³/日(8時間) 110m³/時間
- ・施設の種類 木くずの選別施設
設置場所 虻田郡倶知安町字峠下89番地
設置年月日 平成23年7月1日
処理能力 1400t/日(8時間) 175t/時間
- ・施設の種類 廃プラスチック類、金属くずの切断・選別施設
設置場所 虻田郡倶知安町字峠下89番地
設置年月日 平成23年9月1日
処理能力 4.32t/日(8時間) 0.54t/時間

- ・施設の種類 保管場所17
設置場所 虻田郡倶知安町字琴平446番1
面積 266m²
種類
・廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の混合物。
保管上限 351.17m³
高さ 3.5m
- ・施設の種類 保管場所18
設置場所 虻田郡倶知安町字琴平417番1
面積 363m²
種類
・廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくずの混合物。
保管上限 532.95m³
高さ 2.0m
- ・施設の種類 保管場所19
設置場所 虻田郡倶知安町字峠下89番地
面積 39.6m²
種類
・廃プラスチック類。
保管上限 79.2m³

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成8年5月9日変更許可(破碎(がれき類)の追加。)
- 平成8年8月1日変更許可(破碎(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)の追加。)
- 平成9年3月27日許可の更新
- 平成11年5月14日変更許可(破碎(木くず)、RDFの製造(破碎・圧縮・成型(木くず))、炭化(木くず)の追加。)
- 平成11年9月17日変更許可(破碎・分離(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず)の追加。)
- 平成12年4月27日変更許可(破碎(紙くず、繊維くず)、RDFの製造(破碎・圧縮・成型(紙くず、繊維くず))の追加。)
- 平成14年3月27日許可の更新
(平成14年9月2日新規許可【小樽市】)
- 平成14年9月4日変更許可(たい肥化(汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物のふん尿)の追加。)
- 平成15年6月11日変更許可(圧縮・梱包(廃プラスチック類、紙くず)、プラスチック製品の原料の製造(熔融(廃プラスチック類))の追加。)
- 平成15年8月28日変更許可(油水分離(廃油)、破碎(廃プラスチック類)、金属製品の原料の製造(圧縮(金属くず))の追加。)
- 平成15年11月12日変更許可(埋立(汚泥(含水率85パーセント以下のものに限る。))、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体)の追加。)
- 平成17年6月20日変更許可(天日乾燥(汚泥)、選別(廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず)の追加。)
- 平成17年6月20日変更許可(RPFの製造(圧縮・成型(廃プラスチック類、紙くず、木くず))の追加。)
- 平成17年8月24日変更許可(圧縮・梱包(繊維くず、金属くず)の追加。)
- 平成18年4月1日小樽市より移管
- 平成19年4月17日許可の更新
- 平成19年10月5日事業の一部廃止届出(破碎・分離(紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)の削除。)
- 平成20年6月17日変更許可(改質(汚泥(無機汚泥に限る。))の追加。)
- 平成20年8月29日変更許可(破碎(金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)の追加。)
- 平成23年6月29日変更許可(選別(金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)の追加。)
- 平成23年9月27日変更許可(切断・選別(廃プラスチック類、金属くず)の追加。)
- 平成24年3月28日許可の更新
- 平成25年4月25日変更許可(RPFの製造(圧縮・成型(繊維くず、ゴムくず))の追加。)
- 平成25年9月20日変更許可(たい肥化(廃酸、廃アルカリ)の追加。)
- 平成26年1月28日変更許可(RPFの製造(圧縮・成型)に(脱水・破碎)を追加。)
- 平成26年3月14日変更許可(プラスチック製品の原料の製造(破碎・熔融(廃プラスチック類))の追加、金属製品の原料の製造(圧縮)に(選別)を追加、炭化(木くず)の削除。)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

・無



特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏 名 ニセコ運輸有限会社 代表取締役 古谷 和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ

許可の年月日 平成23年 2月22日

許可の有効年月日 平成28年 2月21日

1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）、廃石綿等、汚泥（水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1.2-ジクロロエタン、1.1-ジクロロエチレン、シス-1.2-ジクロロエチレン、1.1.1-トリクロロエタン、1.1.2-トリクロロエタン、1.3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物を含むもの）。積替保管有り。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類（積替え又は保管を行う場合に限る。）

施設の種類 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）の保管施設
設置場所 虻田郡倶知安町字峠下89番地
面 積 5.04㎡ 保管上限 0.2㎡

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

(平成17年 8月31日 新規許可)

(平成18年 2月22日 新規許可【小樽市】)

平成18年 4月 1日 小樽市許可を小樽市から移管

平成19年 1月12日 事業範囲の変更許可(廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)、廃石綿等、汚泥(水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1.2-ジクロロエタン、1.1-ジクロロエチレン、シス-1.2-ジクロロエチレン、1.1.1-トリクロロエタン、1.1.2-トリクロロエタン、1.3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物を含むもの)の追加。積替保管の追加。)

平成23年 2月21日 許可の更新

5. 許可の申請がされた日における規則第10条の12第2項の規定により準用する第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

申請年月日 平成19年 2月14日基準適合

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 ・無



許可番号00180039647号

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏 名 ニセコ運輸有限会社
代表取締役 古谷 和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋はる



許可の年月日 平成22年 9月30日

許可の有効年月日 平成27年 9月29日

1. 事業の範囲

埋立（廃石綿等）。以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設

- ・施設の種類 安定型最終処分場、管理型最終処分場
- 設置場所 虻田郡倶知安町字峠下 86 番地
- 設置年月日 平成 15 年 10 月 30 日
- 処理能力 20,280 m²、144,000 m³
- 許可年月日 平成 14 年 8 月 6 日
- 許可番号 後環生第 945 号

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成22年 9月30日 許可の更新

5. 許可の申請がされた日における規則第10条の16第2項の規定により準用する規則第10条の4第3項に掲げる基準への適合性

6. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無



産業廃棄物処理施設設置許可証

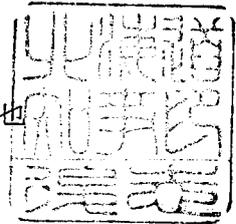
平成14年8月6日

住所 虻田郡倶知安町字峠下

氏名 ニセコ運輸有限会社
代表取締役 古谷和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 堀 達也



許可の年月日	平成14年8月6日	許可番号	後環生第945号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施行令第7条第14号ロ（安定型最終処分場） 施行令第7条第14号ハ（管理型最終処分場） 汚泥、金属くず、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、動物のふん尿、動物の死体		
設置場所	虻田郡倶知安町字峠下86番地		
処理能力	面積20,280平方メートル、容積144,000立方メートル		
許可の条件	*****		
規則第11条第7項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ (無)		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(後志支庁)



産業廃棄物処理施設変更許可証

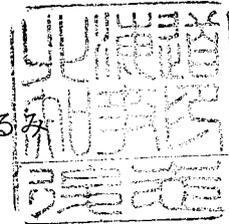
平成16年7月13日

住所 虻田郡倶知安町字峠下

氏名 ニセコ運輸有限会社
代表取締役 古谷和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋はるみ



許可の年月日	平成16年7月13日	許可番号	後環生第1282号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施行令第7条第14号ロ（安定型最終処分場） がれき類、廃プラスチック類（ただし、自動車等破砕物、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。）及び廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要であるもの（有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。以下同じ。））であるものを除く。）、金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの及び廃容器包装であるものを除く。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部）、廃石膏ボード及び廃容器包装であるものを除く。）、ゴムくず		
設置場所	虻田郡倶知安町字峠下89番		
処理能力	面積14,842平方メートル、容積144,502立方メートル		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	<div style="text-align: center;"> <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 </div>		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(後志支庁)



産業廃棄物処理施設設置許可証

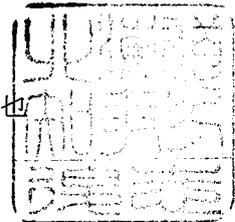
平成14年7月3日

住所 虻田郡倶知安町字峠下

氏名 ニセコ運輸有限会社
代表取締役 古谷和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 堀 達也



許可の年月日	平成14年7月3日	許可番号	後環生第139-3号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施行令第7条第8号の2（がれき類の破碎施設） がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		
設置場所	虻田郡倶知安町字峠下89番地		
処理能力	240t/日（8時間）、30t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第7項の規定による許可証の提出の有無	存 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の実地検査を受けること。		

(後志支庁)



産業廃棄物処理施設設置許可証

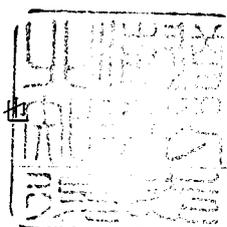
平成14年7月3日

住所 虻田郡倶知安町字峠下

氏名 ニセコ運輸有限会社
代表取締役 古谷和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 堀 達也



許可の年月日	平成14年7月3日	許可番号	後環生第139-6号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施行令第7条第8号の2（木くずの破碎施設） 木くず、紙くず、繊維くず		
設置場所	虻田郡倶知安町字峠下89番地		
処理能力	160t/日（8時間）、20t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第7項の規定による許可証の提出の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員検査を受けること。		

(後志支庁)



産業廃棄物処理施設変更許可証

平成14年7月3日

住所 虻田郡倶知安町字峠下

氏名 ニセコ運輸有限公司
代表取締役 古谷和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の4第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 堀 達也



許可の年月日	平成14年7月3日	許可番号	後環生第415-1号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施行令第7条第8号の2（木くずの破碎施設） 木くず、紙くず、繊維くず		
設置場所	虻田郡倶知安町字琴平446番地1 虻田郡倶知安町字峠下89番地		
処理能力	400t/日（8時間）、50t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第7項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員検査を受けること。		

(後志支庁)



別記様式 5 1 (規則様式第 2 0 号)

産業廃棄物処理施設変更許可証

平成 2 3 年 1 2 月 2 7 日

住 所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏 名 ニセコ運輸有限会社
代表取締役 古谷 和之
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条の 2 の 6 第 1 項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成 2 3 年 1 2 月 2 7 日	許可番号	後環生第 8 7 1 - 2 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第 7 条第 7 号 (廃プラスチック類の破碎施設) 廃プラスチック類, 紙くず。		
設置場所	北海道虻田郡倶知安町字琴平 4 1 5 番 2、4 1 7 番 1、4 2 0 番 4		
処理能力	1 0 . 8 8 t / 日 (8 時間) 1 . 3 6 t / 時間		
許可の条件	*****		
規則第 1 1 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があつた場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(後志総合振興局)

産業廃棄物処理施設変更許可証

平成 2 4 年 1 月 1 3 日

住 所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏 名 ニセコ運輸有限会社
 代表取締役 古谷 和之
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条の 2 の 6 第 1 項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ

許可の年月日	平成 2 4 年 1 月 1 3 日	許可番号	後環生第 8 7 1 - 5 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第 7 条第 8 の 2 号 (がれき類の破碎施設) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。		
設置場所	虻田郡倶知安町字峠下 8 9 番地		
処理能力	6 4 8 t / 日 (8 時間) 8 1 t / 時間		
許可の条件	*****		
規則第 1 1 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があつた場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

産業廃棄物処理施設変更許可証

平成 2 4 年 1 月 1 3 日

住 所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏 名 ニセコ運輸有限会社
 代表取締役 古谷 和之
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条の 2 の 6 第 1 項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ

許可の年月日	平成 2 4 年 1 月 1 3 日	許可番号	後環生第 8 7 1 - 6 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第 7 条第 7 号 (廃プラスチック類の破碎施設) 施行令第 7 条第 8 の 2 号 (木くずの破碎施設) 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, ゴムくず。		
設置場所	虻田郡倶知安町字峠下 8 9 番地		
処理能力	廃プラスチック類 : 2 8 0 t / 日 (8 時間) 、 3 5 t / 時間 木 く ず : 4 8 0 t / 日 (8 時間) 、 6 0 t / 時間		
許可の条件	*****		
規則第 1 1 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があつた場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(後志総合振興局)



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成24年4月24日

住所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏名 ニセコ運輸 有限会社
代表取締役 古谷和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成24年4月24日	許可番号	後環生第299号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。）	施行令第7条第7号（廃プラスチック類の破碎施設） 施行令第7条第8号の2（木くずの破碎施設） 廃プラスチック類，紙くず，木くず，繊維くず，ゴムくず		
設置場所	虻田郡倶知安町字琴平417-1		
処理能力	14.8t/日（8時間）、1.85t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員検査を受けること。		

（後志総合振興局）



別記様式 5 1 (規則様式第 2 0 号)

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 2 6 年 5 月 2 1 日

住 所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏 名 ニセコ運輸有限会社
代表取締役 古谷 和之
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成 2 6 年 5 月 2 1 日	許可番号	後環生第 3 0 2 - 3 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第 7 条第 7 号 (廃プラスチック類の破碎施設) 施行令第 7 条第 8 の 2 号 (木くずの破碎施設) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず。		
設置場所	北海道虻田郡倶知安町字琴平 4 2 7 番 1、4 2 7 番 2、4 2 9 番 1		
処理能力	1 4 . 8 t / 日 (8 時間)	1 . 8 5 t / 時間	
許可の条件	*****		
規則第 1 1 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があつた場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(後志総合振興局)



別記様式 5 1 (規則様式第 2 0 号)

産業廃棄物処理施設変更許可証

平成 2 7 年 5 月 2 9 日

住 所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏 名 ニセコ運輸有限会社
代表取締役 古谷 和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条の 2 の 6 第 1 項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はる



許可の年月日	平成 2 7 年 5 月 2 9 日	許可番号	後環生第 4 6 9 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第 7 条第 7 号 (廃プラスチック類の破碎施設) 施行令第 7 条第 8 の 2 号 (木くずの破碎施設) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず。		
設置場所	北海道虻田郡倶知安町字琴平 4 2 7 番 1、4 2 7 番 2、4 2 9 番 1		
処理能力	8 7 . 2 t / 日 (8 時間) 1 0 . 9 t / 時間		
許可の条件	*****		
規則第 1 1 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 . <input type="checkbox"/> 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(後志総合振興局)



別記様式 5 1 (規則様式第 2 0 号)

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 2 7 年 8 月 4 日

住 所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏 名 ニセコ運輸有限会社
代表取締役 古谷 和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条第 1 項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成 2 7 年 8 月 4 日	許可番号	後環生第 8 5 9 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第 7 条第 7 号 (廃プラスチック類の破碎施設) 施行令第 7 条第 8 の 2 号 (木くずの破碎施設) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず。		
設置場所	北海道虻田郡倶知安町字琴平 4 2 0 番 4		
処理能力	1 0 3 . 6 8 t / 日 (8 時間)	1 2 . 9 6 t / 時間	
許可の条件	*****		
規則第 1 1 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 . <input type="checkbox"/> 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(後志総合振興局)